



エムティエスジャパン株式会社

一般条件



1. **一般.**エムティエスジャパン株式会社（「MTS」）またはその子会社、正規代理店が行うすべての見積または契約は、本契約ならびに以下の文書（順次）に規定された条件をお客様が受諾することを条件とします。(1) 双方合意の契約 および (2) 見積、(3) これら条件（総称して「契約」）。本契約は両当事者の完全合意を構成するもので、書面または口頭によらず、本契約の主題に関する両当事者間のその他すべての契約および約束に優先します。MTS は本契約により、お客様が提案する異なるもしくは追加の条件を含めることを却下します。

2. **変更.**お客様は、元の範囲を超えるすべての変更および修正について代金を支払う義務を負います。すべての重要な変更および、適合性または形態、機能に影響のある変更については、書面で相互に同意する必要があります。お客様は、ご自身に起因する遅延に関連する、妥当なすべての費用および MTS に生じた実際の損害について責任を負います。

3. **支払期限.**お客様が予定通り西はライを行うことがこれら条件の趣旨であり、お客様は請求額を相殺もしくは減額なしに支払います。未払額では、毎月 1.5% または法律で認められた最高の金利が発生します。全額を支払わない場合、取引で提供されたライセンスまたは権利が没収されます。いかなる場合も、お客様が、企業秘密に関連する MTS の財務記録または処理、文書の監査を行うことは承認されません。

4. **納品条件.**別途指定のある場合を除き、本契約におけるすべての納品は、国内の出荷については、MTS が選択する製造施設から、出荷地 FCA（権利は出荷地で移転）で、輸出の場合には仕向地 DAP（権利は仕向地で移転）で MTS により出荷されるものとします（Incoterms® 2010 により）。

5. **注文の取り消し.**お客様が発注し MTS が承認した注文が取り消される場合、お客様は、発注時から書面による取り消し通知日までに MTS に発生した取り消し回収不能な費用および内金を含む、妥当な取り消し手数料を支払う必要があります。

6. **口頭での注文.**口頭での注文は、本契約の条件に従い認められます。口頭での注文についての MTS の理解（注文了承文書に記載）と、お客様が発行した注文確認書との間の食い違いについては、お客様の責任となり、適宜お客様が注文の変更を行うことが必要となります。

7. **出荷日.**見積の出荷日は、受注または見積の時点での、工場が必要とする時間を適切に推定したものです。この日付は、書面で特に同意した場合を除き、商品の出荷または納入の約束もしくは契約とは解釈されません。

8. **定義.**(a) **製品**とは、ライセンスの下でのみ提供される製品に含まれる、ソフトウェアまたは文書のある MTS から購入したハードウェアおよびサービス、文書を指します。本契約においては、「販売」または「購入」という用語は、当該のソフトウェアまたは文書に関連して使用される場合には常に、「ライセンス」を意味するものと理解されます。(b) **「サービス」**とは、関連する業務の範囲で明示的に定義された、MTS によるお客様に対する業務および実行を指します。(c) **「ソフトウェア」**とは、半導体チップなどハードウェアに埋め込まれたソフトウェアまたはファームウェアを含む、コンピュータまたはプロセッサ プログラムおよびアプリケーション、文書、コンピュータ データベースを指します。(d) **「ソースコードプログラム」**とは、コンピュータ プログラムの機能を当業者に明らかにする形態のコンピュータ プログラムを指します。

9. **製品の使用.**お客様は、再販またはお客様が修正した製品を含む製品は、当該の製品の設計で企図した特定の目的でのみ使用され、当該の製品は、その目的について当該の製品の認証（UL または FM、それと同等のもの）をまず取得せずに危険な用途もしくは環境で使用しないことを保証します。

10. **責任の制限.**MTS の責任は、実際の損害に限定されます。いかなる場合も、MTS は、上記の法理によらず、お客様による製品の納品の遅延および/または設

置、使用から生じるものを含む、お客様または第三者によりあらゆる理由で発生した特別または偶発的、結果的損害もしくは損失について責任を負いません。

11. **輸出.**お客様は、MTS が提供した製品または当該の製品に組み込まれているシステム、技術情報、文書、資料、その直接の製品を、米国により開示または輸出、再輸出、迂回が制限されている国または人物に、当該の開示または輸出、再輸出、迂回を行いません。ただし、米国政府からすべての必要かつ適切な承認を受けている場合を除きます。

12. **不可抗力.**いずれの当事者も、遅延または不履行が、当該の当事者の合理的な管理の及ばない状況によるものである場合には、本契約における自らの義務履行の遅延もしくは不履行について責任を負わないものとします。この状況には、火災または洪水、爆発、事故、天災、宣戦布告されたもしくははされていない戦争または暴動、ストライキ、ロックアウト、その他の労働者による共同行為、政府の行為、原材料の不足、輸出または輸入ライセンスを取得できないこと、米国輸出管理規制または政府の法律、の条項もしくはは要件、不作為、規制、ライセンス、政令、規則が含まれます。

13. **法律の遵守および準拠.**MTS とお客様は、適用されるすべての法律および規制を遵守することに同意します。本契約には、抵触法の規則が適用されない場合を除き、命令に署名する MTS の組織のある州または国の法律が適用されるものとします。

14. **欧州連合指令の遵守.**化学物質の登録および評価、認可、制限（「REACH」）規制では、メーカーは特定の物質の存在をお客様に通知し知らせる必要があります。MTS は、当社の REACH およびその他の欧州連合指令の遵守に関する情報を掲載していると思われる情報（総称して「機密情報」）を、いかなる人物または組織にも開示しません。機密情報には、機密情報から派生するすべての情報が明示的に含まれます。受領者は機密情報を機密および開示側当事者の部外秘に取り扱い、本契約における義務遂行に関連する場合を除き、当該の機密情報のコピーおよび使用を禁止するものとします。お客様は、リパースエンジニアリングもしくはその他により、提供された製品からソースコードまたはプログラム、ハードウェア設計、製造工程を作成もしくは作成を試みることを支援する、もしくは新製品またはシステムを製作する、または製品もしくはシステムを修理するために、MTS の機密情報を使用しません。ただし、MTS が提供した製品の使用を支援するのに必要な場合を除きます。受領者は、開示側の当事者の書面による請求があった場合には、開示側の当事者にすべての機密情報を返却します。両当事者の義務は、すべての発注書の終了または取り消し、最終支払の後も存続します。すべての図面および/またはデータ、設計、工具、機器、手順、加工の変更、発明、企業秘密、著作権、マスクワーク、ソースコード、オブジェクトコード、特許、特許出願、ノウハウ、コンピュータ、ソフトウェア、およびそれらのすべての部分、商標、製品の生産または本契約において販売もしくは提供、ライセンス供与されたサービスの実行において MTS が開発または製造、提供した技術的その他のすべての情報は引き続き MTS（またはそのライセンサー）の独占所有物であり、MTS はそれらをいかなる目的でも、また MTS を含むその他の者または組織のために使用することができます。お客様は、いかなる製品のリパースエンジニアリングも行いません。

15. **社外秘データの権利.**いずれの当事者も、有形のメディアに保管され、開示側の当事者の機密または社外秘情報との印の付いた情報またはデータ、もしくは両当事者の議論の結果視覚的にまたは口頭で開示され、説明文またはその他の印、開示の状況、情報それ自体の性質から、開示側の当事者の社外秘および機密であることを受領者が合理的に理解していると見られる情報（総称して「機密情報」）を、いかなる人物または組織にも開示しません。機密情報には、機密情報から派生するすべての情報が明示的に含まれます。受領者は機密情報を機密および開示側当事者の部外秘に取り扱い、本契約における義務遂行に関連する場合を除き、当該の機密情報のコピーおよび使用を禁止するものとします。お客様は、リパースエンジニアリングもしくはその他により、提供された製品からソースコードまたはプログラム、ハードウェア設計、製造工程を作成もしくは作成を試みることを支援する、もしくは新製品またはシステムを製作する、または製品もしくはシステムを修理するために、MTS の機密情報を使用しません。ただし、MTS が提供した製品の使用を支援するのに必要な場合を除きます。受領者は、開示側の当事者の書面による請求があった場合には、開示側の当事者にすべての機密情報を返却します。両当事者の義務は、すべての発注書の終了または取り消し、最終支払の後も存続します。すべての図面および/またはデータ、設計、工具、機器、手順、加工の変更、発明、企業秘密、著作権、マスクワーク、ソースコード、オブジェクトコード、特許、特許出願、ノウハウ、コンピュータ、ソフトウェア、およびそれらのすべての部分、商標、製品の生産または本契約において販売もしくは提供、ライセンス供与されたサービスの実行において MTS が開発または製造、提供した技術的その他のすべての情報は引き続き MTS（またはそのライセンサー）の独占所有物であり、MTS はそれらをいかなる目的でも、また MTS を含むその他の者または組織のために使用することができます。お客様は、いかなる製品のリパースエンジニアリングも行いません。

16. **MTS ソフトウェアライセンス契約.**販売またはリース用に提供されたすべてのソフトウェアまたは文書は、お客様へのライセンス許諾のオファーであり、MTS のエンド

ユーザーソフトウェアライセンス契約の対象となります。同契約は、ご要望のある場合には、次の場所から入手できます。 <http://www.mts.com/EULA>。

17. MTS 限定保証。

17.1 MTS 製品の限定保証。MTS が明示的に同意する場合を除き、MTS は自社が製造する製品ハードウェアが、素材と仕上げに不具合がないことを、MTS の出荷日から 12 か月間保証します。MTS が特に書面で同意した場合を除き、カスタマイズされた製品は、MTS が試験するのと同様の通常の状態で使用される場合に限り保証されます。MTS は自らの選択により、仕上げまたは素材に不具合があると証明された、MTS が提供した製品について、保証期間内に無料で修理または交換を行うものとします。消耗品および通常の損耗は、保証の対象となりません。MTS は故障の原因が、お客様または第三者による修正、不適切な保守、誤使用、不正使用、不適切または不完全な認定、予期せぬ環境での接続、インターフェース、使用による損傷があると合理的に判断した場合、保証請求を拒絶する権利を留保します。これらの条件がある場合、保証は無効となります。

17.2 サービス保証。サービスは、実行後 90 日間手際よく保証されます。MTS のすべての責任およびお客様の排他的救済は、契約または不法行為その他によらず、サービスを対象とする保証の違反に関連する、またはそれに起因する請求については、MTS の選択で、サービスの再実行または返金となります。

17.3 保証の限定。本契約における MTS の限定保証は、明示的または黙示的にかかわらず、また法定のものにかかわらず、違反または商品性、特定目的適合性を含むその他のすべての保証に明示的に代わるものであり、保証は本契約の文面の記載を超えることを明示的または黙示的に示すものではありません。

17.4 製品の返却。保証対象かそうでないかによらず、製品を MTS に返却する前に、お客様は MTS から返品承認を得る必要があります。承認がない場合、返品は拒否される場合があります。製品の MTS への返品送料は、お客様の負担となります。保証の対象外の場合、返却された製品の検査および輸送、配送、動作状態復元にかかる費用は、お客様の負担となります。お客様は、当該の保証対象害の作業について、発注書を発行するものとします。保証対象で返却され、良好な状態にあることが判明した製品については、検査および試験、返送費用が賦課されます。MTS は、自らが選択する輸送によるお客様への出荷費用を含む、保証対象となる修理費を負担します。

18. 製品安全性についての一般的な表明。MTS 製品は、その材料および構造試験の該当する範囲において、国家および国際安全基準に準拠しています。MTS 製品は幅広い用途にご利用いただいております。MTS の管理が及ばない場合も生じるため、特定の事故防止規定や安全基準、該当する各地の規制などを考慮し、補足的な保護装置や操作手順が必要となる場合があります。保護装置に関する MTS の対象範囲については、個々の製品情報において規定されるものとします。MTS はこの点において責任を負わないものとします。MTS は、お客様が自らの製品安全性棄権票かを行うことを強く推奨します。お客様の要望に応じて、MTS では保護シールドや警告サイン、製品へのアクセス制限手段など、補足的な安全機器に関するアドバイスや見積りを提供しています。

19. 違反の性質。本契約に規定された条件での重大な違反についての責任は、書面による通知が違反側の当事者に送付され、指摘された違反の違反側の当事者による是正が通知受領から 10 営業日以内に開始されない場合にのみ生じるものとします。

20. サービスの場所の準備および状態。適用される場合、サービスの見積または作業明細で指定された日以前に、お客様は (a) サービスの実行または提供に必要な、現場または場所への MTS の無制限の立ち入りに必要なすべての政府または第三者の同意および許可、承認、ライセンス、公的および私的な地役権を取得およびその代金を支払い、(b) MTS に事前に、本契約におけるサービスの実行および製品の提供で MTS が遵守する必要のあるすべての現地の法律および/または規制、法令について通知します。お客様は、見積または作業明細に記載された日程に基づき、またそれに従い MTS がサービスを実行する現場の準備にのみ責任を負うものとします。お客様は MTS に、各現場は適用されるすべての健康および安全規制を遵守しており、すべてのアスベストおよび危険汚染物質のないことを保証します。

21. お客様が支払不能になった場合。MTS は、次の場合には、お客様への書面による通知の後、すべての注文または契約をただちに取り消すことができます。(a) MTS が、お客様の財務状態が MTS の本契約における利益に悪影響をもたらす

ほどに悪化していると判断する場合、または (b) お客様がこれら条件での義務遂行を怠り、当該の不履行がお客様への通知から 15 暦日以内に是正されない、(c) お客様が請求書の支払条件に従い支払うことを怠る、(d) お客様の直接または間接の株主が変わり、当該の変更が本契約における MTS の利益に悪影響をもたらすと MTS が判断する場合。本項に従い行われる解約は、法律または衡平法で MTS が利用可能なその他の権利または救済に追加され、それらを排除せずそれらに不利になることはありません。

22. 知的財産の侵害。MTS 製品が著作権または特許を侵害しているとの訴えの対象となる場合、MTS は自らの選択および費用負担で、次のいずれかを行うものとします。(a) 抵触しないよう修正する、または (b) 製品を引き続き使用する権利をお客様向けに取得し、当該の訴えで和解する、(c) お客様が、訴えについて適切に弁護するのに必要または望まれるすべての事実および状況を書面でただちに MTS に通知する場合には、当該の訴えについてお客様を弁護する。MTS は、書面による同意なしに行われたいかなる和解についても責任を有しません。

23. 譲渡/権利放棄。いずれの当事者も、相手方の書面による同意がある場合、本契約における自らの権利および義務を譲渡できます。この同意は、合理的な理由なしに保留または遅延されないものとします。当該の同意のない譲渡または委任は無効とします。本契約における規定もしくは本契約および注文の条件の権利放棄は、その他の規定またはその他の条件の権利放棄とは見なされないものとします。

24. 存続。次の項は、本契約および関連契約の終了または解約、満了後も存続します。第 9 項および 10 項、11 項、13 項、15 項、16 項、17 項、18 項。

25. 可分性。本契約の条項が無効または違法、執行不能と宣言された場合、残りの条項の有効性および合法性、執行可能性はいかなる形でも影響を受けるもしくは損なわれることはありません。ただし、当該の条項の削除により、本契約で企図された取引の完了が合理的でなくなるようなじゅうだいな変更が生じる場合を除きます。